

今後の市町村の在り方について

(第1回審議会意見を踏まえて)

今後の市町村の在り方

市町村は、地方分権の進展及び少子高齢化等変化する社会経済情勢の中、住民の付託に応じ、住民福祉増進を基本に、住民に最も身近な行政主体として、住民生活に密着した分野や地域の特性を活かせる分野に関する事務など、地域における事務を自主的・総合的に処理する役割が今まで以上に求められている。

このためには、あらゆる面での大胆な改革を伴いながら、地域における住民自治の充実と、市町村経営にあたっての行財政基盤の強化・行政体制の転換を図る必要がある。

市町村に期待される取組

<<取組の前提>>

市町村経営に当たって、時代の大きな変化とそれに伴う要請に対応していくには、旧来型の考え・取組では困難である。そのため、市町村は住民福祉の増進を目的に、意識改革に始まり、自らの有り様や取組・施策などあらゆる面での大胆な改革が必要になる。

1 住民自治の充実・住民との協働による市町村経営

住民一人一人が地方自治の主役として、他の住民とともに地域の自治に関する意思決定を行ったり、地域課題を自らの課題として意識し活動するなど、住民自治を発揮・充実する。

地域づくりや行財政などの現況や課題について積極的に情報公開し、住民とともに自らの市町村の有り様の確認や将来ビジョンを構築し、共有する。住民・民間団体等の取組と協働し、地域課題を解決していく。

など

2 行財政基盤の強化・行政体制の転換

限られた職員、財源を活かすため、徹底した行財政改革を行う。

- ・ 高度化・多様化する住民ニーズ等にこたえるため、職員の意識改革・能力向上を図り、行政運営能力を高める。
- ・ 厳しい財政状況の下、自主財源の一層の確保や歳出削減の徹底を図るなど、歳入歳出の効率化・安定化を図る。

事務の共同化や委託等により効率化が望まれる事務の検証・選択など、他の市町村や県との連携を図る。

地域の課題を総合的に解決する手段として、市町村合併の有効性についての検討を行う。

一律・画一の取扱い・規制等、市町村経営に支障をきたしたり、地域の実情にそぐわないなど不都合があるものについて、既存の法制度にとらわれず、制度提案や政策提案を国・県に対し行う。

など

(参考)

1 地方自治法の規定による市町村が担任する事務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものを除き、地域における事務及びその他法律等に基づく事務を処理する。

2 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」(平成6年7月)における役割分担

市町村は、住民に最も身近な行政主体として、多様な分野で、自主的、自立的な施策を展開していく。

- ・ 地方自治の真の担い手である住民一人ひとりが真の豊かさを実感できる生活を実現するための保健福祉、教育、文化など「住民生活に密着した分野」
- ・ 個性的で魅力ある地域づくりのための地域産業振興、住宅、土地政策、都市計画など「地域の特性を生かせる分野」
- ・ 地域レベルでの国際交流などの分野 など